

告 示

埼玉県告示第七百四十号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県比企郡小川町大字腰越字大倉谷二八六八番一、二八六八番二、字大日向二九〇九番八、二九一五番一、二九一五番六、二九一五番七、二九一五番一〇、字柏木二九三三番四、二九三三番七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。)